

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N°620
2022.10.25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

- 大崎事件第四次再審～即時抗告審で速やかな再審開始を！～…………… 鴨志田祐美
- 警察官に拳銃を貸与したことを安全配慮義務違反と認めた画期的判決…………… 岸 朋弘
—神奈川県警巡査拳銃自死事件の勝訴判決の報告
- 〈シリーズ：憲法と私①〉「私と憲法22条1項」…………… 金 東煥
- 横須賀石炭訴訟についてご報告…………… 永井久楽太
- 【シリーズ全国リレー・岡山支部】
青法協岡山支部の取り組みについて…………… 岡邑祐樹
- 2022年度第2回常任委員会(秋の全国ミーティング・静岡) 報告
- 米倉勉会員報告 「原発損害賠償請求訴訟の到達点と課題」…………… 本間耕三
 - 西原和俊会員報告 「交通事故処理の基本」…………… 他谷耕助
 - 静岡県熱海市伊豆山地区土石流災害被災者支援…………… 諏訪部史人
—弁護士、弁護士会の本来業務として
 - 丹羽徹会員報告 「参院選後の憲法情勢」…………… 高橋 寛
- 【議長トーク】私と青法協の出会い…………… 笹山尚人



さよなら戦争 さよなら原発 9・19大集会 一代々木公園—

大崎事件第四次再審

「即時抗告審で速やかな再審開始を！」

鴨志田祐美

二 ○二二年六月二三日、再審開始を確信して鹿兒島地裁前に詰め掛けた大勢のマスコミと支援者の前で、大崎事件弁護団の若手弁護士が掲げた旗に書かれていたのは「不当決定」の文字だった。

これまで三度も再審開始方向の決定が出されながら、一貫して無実を訴え続ける原口アヤ子さんの雪冤が叶わないのは何故なのか。本件の経緯を振り返りつつ、第四次請求審の鹿兒島地裁決定（中田決定）の誤りを糾弾する。

大 崎事件は、一九七九年一〇月二五日、鹿兒島県大崎町で原口さんの義弟・四郎（アヤ子さん以外は仮名）が自宅横の牛小屋の堆肥の中から遺体で見つかったことから発覚した事件である。所轄の警察署は遺体発見と同時に「殺人事

件」と断定して捜査を開始した。ほどなく四郎の長兄（アヤ子さんの当時の夫）一郎と次兄の二郎が殺人・死体遺棄を自白、解剖医（城哲男教授）の鑑定も「遺体の頸椎前面の出血から、頸部に外力が加わったことによる窒息死と推定する」と他殺を示唆した。さらに警察は、アヤ子さんが四郎に生命保険をかけていたことを突き止め、「アヤ子首謀による保険金目的の殺人」という筋書きを固め、一郎、二郎、そして死体遺棄を手伝ったとされた二郎の息子太郎も、アヤ子さんが首謀者と自白するに至った。

と ところで、四郎は遺体で発見される三日前の夕方、酔って自転車ごと側溝に転落した後、何者かに道路に引き上げられてから二時間以上、道路に寝そべったままだった。通報を受けた

近隣のIとTが、四郎を軽トラックの荷台に乗せて四郎方まで搬送したが、「殺人事件」と決めつけた警察は、この事故と搬送についてほとんど捜査をしなかった。

三人の「共犯者」は法廷でも犯行を認め、有罪判決に控訴もせずに服役した。彼らは三人とも知的障がいを抱えた「供述弱者」だった。一方、アヤ子さんは逮捕から一貫して否認を貫いたが、懲役一〇年の判決が確定し、アヤ子さんは満期服役した。

確定判決は、IとTによって自宅に搬送された後、泥酔して土間で前後不覚になっている四郎を目撃したアヤ子さんが、日頃の恨みを募らせ四郎殺害を決意し、二郎と一郎に犯行を持ち掛け、三人で殺害に及んだと認定した。

確

定判決を支えている証拠(旧証拠)は、「共犯者」の自白、それを裏付けるとされた二郎の妻ハナの供述、そして、二郎の死因を「頸部に外力が加わった窒息死」と鑑定した城(旧)鑑定である、と考えられ、弁護団は第一次から第三次までの再審請求で、これらの旧証拠の証明力を減殺する新証拠を提出してきた。第一次再審では、二郎の遺体を解剖した城教授が、解剖当時、四郎の転落事故を捜査機関から知らされていなかった、頸椎前面の出血は頸部圧迫ではなく転落時の過伸展によるものであり、事故死の可能性がある、と自らの解剖所見を訂正した「城新鑑定」によつて、鹿兒島地裁は再審開始を認めた(高裁で取消し)。さらに第三次再審の法医学鑑定(吉田鑑定)は、四郎の死因を「出血性ショックによる事故死」と明示し、もはや城旧鑑定の証明力はないに等しいものになった。また、第二次再審、第三次再審で提出された供述心理鑑定が、「共犯者」の自白やハナの供述の信用性を減殺するとして、第三次再審の鹿兒島地裁は二度目の再審開始決定を出した(富田決定)。

し

かし、これまで大崎事件の証拠構造と認識されてきたものを大きく見直したのは、第三次再審の即時抗告審決定(根本決定)だった。根本決定は、「(酔っているが)生きていた四郎を、

四郎方土間に置いて退出した」というIとTの供述が有罪判決を支えていることを初めて明示した。その上で、吉田鑑定によれば、四郎は出血性ショックにより、自宅到着時には死亡または瀕死の状態にあった現実的可能性があり、IとTの供述に疑問を生じさせるとして、富田決定とは異なる理由で再審開始を認めた。四郎が自宅到着時にすでに死亡していたとすれば、アヤ子さんが「泥酔して土間で前後不覚になっている四郎を見て殺害を決意した」ところから始まる確定判決の犯行ストーリーは成り立たなくなるからである。

ところが、根本決定に対し、特別抗告審の最高裁第一小法廷(小池決定)は、「吉田鑑定の死因は尊重すべきであるが、死亡時期を明らかにしたものではない。一方、IとTが死体遺棄の犯人であることは全く想定できず、死体遺棄の犯人はアヤ子ら以外には考えられない」と決めつけ、地裁、高裁の重ねた再審開始決定を取り消し、再審請求を棄却してしまつた。

そ

こで弁護団は、四郎の死亡時期を明確にした医学鑑定(澤野鑑定)と、「生きていた四郎を、四郎方土間に置いて退出した」というIとTの供述は虚偽であることを示す二種類(コンピュータ解析と心理学)の方法による供述鑑定を揃え、第四次再審請求を行った。

澤野教授は救命救急医の経験から、四郎の頸椎前出血は転落事故のときに前縦韌帯を損傷して生じたものであり、その際に頸髓(頸椎の内部を通っている神経の束)も損傷したことから運動麻痺を起こして道路上で動けない状態にあったと鑑定した。また、韌帯損傷により首が不安定になっている四郎を、IとTが軽トラククの荷台に放り込むように載せるなど不適切な救護を行ったことで頸髓損傷がさらに悪化、呼吸停止を起こして自宅到着時には死亡していたことがほぼ確実であると結論づけた。

中

田決定は、澤野鑑定の示した前述の機序について「可能性は否定できない」と控えめながらも証明力を認めた。にもかかわらず、「生きている」四郎を土間に置いたというIとTの供述の証明力には影響しないと判断した。その理由は、「IとTが死体遺棄の犯人ではありえない」という、小池決定とまったく同じ決めつけによるものだった。しかし、小池決定は、「吉田鑑定では四郎の死亡時期が特定できない」ことを前提としていたのに対し、澤野鑑定は死亡時期を「自宅到着前」と特定し、中田決定もその可能性を認めているのだから、論理的にみて結論が同じになるはずがない。この時点で中田決定はすでに破綻している。

しかも中田決定は、澤野鑑定によってもIとTの供述は揺らがないと結論づけたことで、二つの供述鑑定の証明力も簡単に否定し、最高裁判例（白鳥・財田川決定）が新証拠の明白性判断の手法として説いた「新旧全証拠の総合評価」も行わずに再審請求を棄却している。中田決定が「お手本」としたのは小池決定でさえ、吉田鑑定の証明力を

限定的に認めた上で、新旧全証拠の総合評価をすべし、と判示していた。中田決定は、自らが追従したはずの小池決定にも反しているのである。

す でに第四次再審の闘いの舞台は福岡高裁宮崎支部に移っている。ことほどさように杜撰な中田決定である。弁護団は九月一日に行わ

れた進行協議期日で、高裁が速やかに中田決定を取り消し、自判して再審開始決定を出すよう、渾身のプレゼンテーションを行った。

四三年間冤罪と闘い続けた九五歳のアヤ子さんに、せめて心穏やかな人生のフィナーレをもたらすことができるか。

いま、この国の刑事司法の真価が問われている。

警察官に拳銃を貸与したことを

安全配慮義務違反と認めた画期的判決

神奈川県警巡査拳銃自死事件の勝訴判決の報告

東京 岸 朋弘

一 はじめに

本件は、二〇一五年に神奈川県警に入職し巡査として勤務していた男性（当時二五歳。以下「被災者」）が、二〇一六年に神奈川県警泉署内で拳銃自死をしたことについて、被災者の両親である原告らが神奈川県を被告として、神奈川県警職員には安全配慮義務違反があったとして、被告に對

し、国賠法一条一項に基づき、損害賠償請求をした事案である。

本年（二〇二三年）七月二十九日、横浜地方裁判所第二民事部（小西洋裁判長）において、画期的判決を得たので報告する。

二 事案の概要

被災者は、神奈川県警に入職した後、ハラスメ

ント被害を受け、それを母親や姉に相談していた。自死に至る六日前、交番勤務をしていた被災者は、業務上のミスを理由に、上司から叱責を受けた。その後から被災者はひどく落ち込んだ様子となり、泉署にいた上司がわざわざ交番まで被災者の様子を見て行って泉署に連れ帰った。そして、被災者は、翌日から自死当日の前日まで休暇を取得するよう事実上命じられ、休暇を取得すること

となった。被災者の上司らは、被災者を実家に帰らせる必要があると判断し、他県に居住する両親に泉署まで迎えに来るよう依頼し、両親が迎えにこれないことがわかると、代わりに被災者の姉に連絡をし、姉の職場の近くの駅まで被災者を連れて行き姉に被災者の身柄を渡した。

自死当日、被災者の上司は、拳銃の払い出しを受ける手続を行った被災者に対し、その六日前に被災者がひどく落ち込み取り乱し、両親に迎えにこさせなければならぬ程の状況があったにもかかわらず、通常どおり拳銃を貸与した。

拳銃の貸与を受けた直後、被災者は泉署内で拳銃自死した。

三 当事者の主張及び争点

(1) 原告の主張

原告らは、国家公安委員会及び神奈川県が定めた各種関係規定によれば、警察官が精神に不調を来している場合には、神奈川県警には当該警察官につき拳銃を所持しない業務に就かせる義務があった。そして、被災者が上司からハラズメントを受けるなどして精神不調を来しており、拳銃を携帯する業務に就かせれば自傷他害の危険があったから、神奈川県警職員には安全配慮義務として、被災者をして拳銃を使用する業務に就かせない義務があったと主張した。

(2) 被告の主張

被告神奈川県は、たしかに被災者は自死に至る六日前には落ち込んでいる様子であったが、その後休暇をとり、自死当日も元気な様子であったことなどから、被災者の自死を予見することは不可能であったと主張し、神奈川県警職員の安全配慮義務違反を否定した。

(3) 争点

以上の当事者の主張から、本件の主な争点は、①神奈川県警職員には、安全配慮義務として、精神に不調を来している者には拳銃を所持しない業務に就かせる義務があったか否か、②そのような義務があったとして、神奈川県警職員は同義務に違反したか否かであった。

四 判決の内容

判決は、「警察官は原則として拳銃の携帯が義務付けられていることからすると」、「拳銃の携帯を義務付けることにより、警察官の生命及び健康等の危険が生じるおそれがあると認められるときは、被告は安全配慮義務の内容として、拳銃の携帯の義務付けを免除する義務(拳銃を使用する業務に就かせない義務を含む)を負うと解される」としたうえで、「拳銃の携帯を義務付けることにより、警察官の生命及び健康等の危険が生じるおそれがあると認められるときは、拳銃が生命及

び健康等の危険を生じさせやすい道具であること踏まえると、警察官が精神障害などの病気を患っていたり、その疑いがあったり、さらには、精神に不調を来していると認められるときには、原則としてこれに該当するものと解され、例外的に、生命及び健康等の危険が生じるおそれがないと確認できる場合には特に該当しないものと解される」とした。

そして判決は、被災者が新人警察官であり、仕事の悩みを積み重ねていたこと、被災者が自死の六日前に落ち込み、一人で帰宅させることができず、実家に帰らせる必要があると判断されていたこと等の事実を前提とすると、被災者が「精神障害などの病気を発症していた疑いが否定できず、精神的な要因で自己の行為の是非を判別し、又は、判別に従って行動する能力が著しく低下している疑いがある状態にあったといえ、精神に不調を来たしているということができるとした。

それにもかかわらず、神奈川県警職員は、自死当日において、拳銃を貸与することにより被災者の生命及び健康等の危険が生じるか否かを確認することなく、安易に被災者に対し拳銃を貸与したから、神奈川県警職員には安全配慮義務違反が認められると判断して被告の責任を認めた。

なお、損害額についても原告らの請求した全額が認容された。

五 本判決の意義と今後

本判決は、警察官の拳銃自死事件において、「拳銃の携帯の義務付けを免除する義務」を安全配慮義務と認めた初の判決であると思われる。原則として拳銃を携帯することとされている警察官に対し、安全配慮義務としてその携帯を免除する義務を認めた点が画期的である。本判決から、原告の責任とされている安全配慮義務の具体的内容の特定においては、事案ごとに、使用者には労働者の身体・生命・健康に対する危険を防止するためいかなる措置が求められるかを十分に検討する

ことが重要であることを学んだ。

本件は二〇一六年に発生した警察官による拳銃自死事件であるが、その前年にも、そして本件の後にも、同様の警察官による拳銃自死が発生していることが報道等から明らかになっている。あくまで私見に過ぎないが、本件の背景には、警察組織のハラスメント体質と、拳銃管理・運用の不適切さがあると考えている。本判決が警察組織の在り方を少しでも改善させるものになることを願う。

本判決後、被告が控訴し、訴訟は東京高裁に係属している。引き続き、二〇代若さで自らこ

の世を去った被災者の損害の回復、そして同人の死を無駄にせず同じ悲劇を生まないよう、原告と弁護士で一致団結して取り組んでいきたい。

最後に、本件は警察組織という権力と真ん中の組織を相手にする種々の困難がある事件であったが、北海道支部の佐藤博文会員、市川守弘会員には大変有意義な助言をいただいた。この場を借りて改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

(弁護士は、笹山尚人、石崎和彦、加藤健次、山田大輔と私)

します。

この度は、「憲法と私」と題して、自己紹介も兼ねて原稿の執筆を担当することになりました。

私が憲法と聞いて真っ先に思い浮かべるのは、憲法二二条一項の職業選択の自由です。私が受験した令和二年(二〇二〇年)司法試験の憲法は二二条一項に関する問題が出題されました。試験的に対策しやすい分野であったため、試験中に、思わずガッツポーズをしたのを覚えています。これ以上書くと、あまりに内容が浅くなり、これ以上話を膨らませる自信もないので、司法試験の話はここまでしておきます。

さて、ご承知のとおり、職業選択の自由は、社



今月からシリーズ「憲法と私」を開始します。新人会員を中心に憲法に対する思いや経験を語って頂きます。

今年(二〇二二年)五月に旬報法律事務所に入

所しました七四期の金東煥(きむどんはん)と申

会において生計を維持するのみならず、どのような職を選ぶかということは、自己の生活のあり方や価値観と密接にかかわることから、その選択に対する制約をなるべく排除することに意義があります。私は、「自己の生活のあり方や価値観」は、簡単に言うところ「仕事のやりがい」だと理解しています。

今回は、弁護士としての職務を開始して三か月弱の私が考える弁護士の仕事のやりがいや、これからの目標について書いてみようと思います。

私の所属する旬報法律事務所では、労働事件を多く扱います。労働問題は、日々の生活に直結する問題であると同時に、その人の生き方やこれからの人生に大きな影響を与えます。実際に、突然会社から不当解雇され、これからの人生に大きな悩みを抱え、相談に来られた依頼者の方も多くいました。そのような依頼者を代理して、会社に対して労働者の正当な権利を主張するために、書面を書いたり、直接会社の代理人と交渉するときにはプレッシャーも感じますが、大きな仕事のやりがいを感じます。時には、自分の伝えたいことや考えが上手く依頼者に伝わらず、苦勞することも多いですが、事件がひと段落して、依頼者に「ありがとう」と言われました。先生に依頼してよかったです。」と言われたときは、頑張つてよかったなと思えます。

つぎに、私は、過労死問題に関心があり、過労死弁護団に入会しました(といっても、まだ入会費をようやく支払った段階で、本格的な活動はこれからですが)。過労死問題に興味を持ったのは大学二年生のとき、労働法の授業で過労死の判例を学んだことがきっかけです。この事件の被害者となった労働者は素直で、責任感が強く、完璧主義な性格でした。本来、仕事で報われるべき労働者が長時間労働による過労死の犠牲になってしまふことに大きな疑問を感じました。私は、過労死弁護団の活動を通じて、労働者が長時間労働や過重な業務を防ぎ、多くの人が「働く」ことに対して希望を持てる社会を作っていきたいと考えています。

前記のように、働き始めてまだ三か月月弱ですが、自分が小さいころ思い描いていた弁護士の仕事は少しずつ実践できている気がします。これからもっと、弁護士の仕事にやりがいを感じ、大きな目標を実現できるように、健康には気を遣いつつ、頑張っていきたいと思います。

憲法の話をおまじりしていいことに最後になって気づいてしまいました。気にしないようにします。

まだまだ、いろいろな面で不勉強なところもあり、ご迷惑おかけするかと思いますが、今後とも、ご指導ご鞭撻の程、よろしくお願いいたします。

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

— 弁学合同部会40年の軌跡 —

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替(手数料はご負担下さい) ●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp

人権の砦として

— 弁学合同部会40年の軌跡 —



青法協弁護士学者合同部会 編

B5版・280ページ
定価2,500円(税込)

横須賀石炭訴訟についてご報告

東京 永井久楽太

一 はじめに

みなさま、こんにちは。東京南部法律事務所の永井久楽太です。

気候変動（気候危機）が現実の問題として、人間の生命を脅かす昨今、世界はこれを食い止めようと動いています。しかし、現在、日本においてこの潮流に強く逆行する動きがあります。それが、本日も報告する、現在建設途上の横須賀石炭火力発電所を巡る問題（東京地裁に係属）です。

本稿では、気候危機の現状と横須賀石炭火力発電所稼働が与える影響に焦点を当てます。その他詳しくは、横須賀石炭訴訟HPをご覧ください。

二 横須賀石炭訴訟の意義

(1) 事件の概要

株式会社JERAが事業者となって、横須賀市（最寄り駅は京急久里浜駅）に、石炭火力発電所が建設されつつあります。残念ながら、早ければ来年度から稼働する計画です。

横須賀石炭火力発電所は、その名のとおり、発電の燃料に石炭が使われます。この石炭からは、他の燃料種（天然ガス・石油）と比較して多量の二酸化炭素が排出されるため、気候危機を加速させます。

また、石炭火力発電所からは、PM2.5で有

名な微粒子や温排水が排出されるため地域住民の喘息等の健康問題、海水温上昇に伴う漁業被害が懸念されています。

そのため、最終的に、建設ストップを目指して訴訟が行われています。

(2) 気候危機に関する世界・日本の現状

まず、気候変動問題（気候危機）とは何でしょうか。簡単に述べると、地球の平均気温が上昇（地球温暖化）することにより気候変動が生じ、海面水位の上昇、熱波、水不足・豪雨などの極端な気象現象、生物多様性の崩壊がもたらされ、ひいては人間を含めた生物が地球上で生存の危機に瀕することをいいます。なお、気候危機については、以前は、発生するかもしれないという可能性の問題でしたが、現在では確実に発生する事象となりました。

実際に生じている日本を含めた世界各地の被害状況について、見ていきます。

ア 世界の現状

(a) パキスタンの豪雨・洪水

今、気候危機により、壊滅的な被害を受けている国が、パキスタンです。パキスタンは、例年七月〜八月にモンスーン（雨季）が到来し、降水量が多くなります。

しかし、本年（二〇二二年）六月から九月までに、例年の一〇倍という極めて異常な降水量が記

録され、国土の三分の一が洪水によって冠水し、少なくとも三三〇〇万人が被災者となつていす。これは史上最悪とも言われています。

パキスタンの国土は、日本の国土の約二倍です。日本が仮にパキスタンと同様の面積に渡り冠水をした場合は、日本国土の約六六%に及びます。これは北は、北海道から、南は兵庫県の一部の地域までが全て冠水することを意味します。

(b) 欧州の熱波・干ばつ被害

一方、ドイツをはじめ欧州では今年初頭から八月までに、ここ五〇〇年間で最悪の干ばつに襲われています。干ばつの影響を受けた地域はEU・英国を合算した面積の六割に及びます(日本の国土面積の約七倍)。

この影響により、各地の自治体で飲料水が枯渇した地域が発生したほか、土壌の水分量が減少し、豆や小麦などの農作物の収穫量が大きく減少しています。

イ 日本の現状

(a) 日本での豪雨・洪水被害

日本においても豪雨・洪水により甚大な人的物的被害が生じています。令和二年(二〇二〇年)七月豪雨(熊本豪雨)では、各地で観測史上最多の時間当たりの降水量となり、球磨川が氾濫し、多くの方が亡くなりました。また住居についても、全壊から床下浸水まで併せて、一万六五九九

棟に被害が生じています。

さらに、平成三〇年(二〇一八年)七月豪雨(西日本豪雨)においても、多くの方が亡くなり、住居についても、五万二二〇棟に被害が生じました。

(b) 猛暑と熱中症

猛暑による被害も深刻です。東京都心では六月にも関わらず三五度以上の猛暑日が六日連続で発生しました(六月において統計史上初)。

このような熱中症により、二〇一八年には約九万人が熱中症で救急搬送されています。二〇一八年以降は、毎年平均五万人超が救急搬送されることが普通となりました。

(3) 気候危機は産業革命後排出量が激増した二酸化炭素(CO₂)によるところが大きいこと

このような気候危機は、産業革命後の著しい経済活動の拡大とそれによる二酸化炭素排出量の増加により生じたと考ええることは、定説となっています。

(4) 気候危機の深刻化防止に求められること

横須賀石炭火力発電所

気候危機は既に生じていますが、これ以上、深刻化させないため、産業革命前と比較して地球の平均気温上昇を一・五度以内に留めることが必須です。現在は、産業革命前と比較して、約一・〇〜一・二度平均気温が上昇しており、猶予はわずかです。早ければ二〇三〇年には一・五度上昇に

到達するとも言われています。

そして、地球の平均気温上昇を一・五度以内に留めるためには、二〇三〇年までに二〇一〇年比四五%の二酸化炭素排出量削減、二〇五〇年には正味排出量がゼロであることが必要です。

その上で、横須賀石炭火力発電所の稼働がなされると、世界のエネルギー起源のCO₂排出量の約五〇〇分の一、増加します。五〇〇分の一と聞くと小さいように思えますが、比較対象が全世界ですから、これはとても多く多い排出量であり、気候危機にも悪影響を与えます。

前記のとおり、日本も二酸化炭素排出量につき、二〇三〇年までに二〇一〇年比四五%削減が望まれますから、二酸化炭素排出量が極めて多い石炭火力発電所を新設する余裕は全くないのです。

(5) 横須賀石炭火力発電所の法的問題点

紙面が足りないのですが、いずれ機会があればご紹介いたします。

iii やむを得ず

気候危機は人権問題です。気候危機は私たちの生存を脅かします。また、気候危機そのもの、そして気候危機によって生じる食糧危機等は、紛争・戦争の引き金になり得ます。これを防ぐためにも、ぜひ法律家の方は、気候危機に関心の目を寄せてみてください。



青法協岡山支部の 取り組みについて

岡山 岡邑 祐樹

1 はじめに

青法協岡山支部の取り組みについて紹介します。

青法協岡山支部は会員数が四〇名ほどです。長い間、実質的な活動をしていなかった時期がありました。一四年前から若手を中心として活動を再開しています。

2 支部の主な活動

現在は六〇期代を中心とする執行部五名ほどが月一回集まって執行部会議を開き、日々の憲法問題などについて議論するとともに、支部声明の起草や支部企画の立案などを行っています。

支部企画は年に二回か三回くらいおこなわれ、講師を招いての講演や勉強会をおこなっています。最近では、二〇二二年二月六日に「インターネット時代の表現の自由を考える ネット誹謗中傷と今後の課題」と題して京都大学の曾我部真裕教授による講演会をおこない、好評を博しました。

二〇二二年三月二日には、ロシアのウクライナ侵略について「ロシアのウクライナ侵略に対する支部声明」と題する支部長声明を、通常の記者クラブのほかロシア及びウクライナ大使館に向けて発出しました。

二〇二二年八月五日には賀川会員による真備水

害訴訟の報告会がおこなわれました。これは、二〇二二年六月の青法協総会で地元企画としておこなわれた講演をベースに現在の状況を加えたものでこれも好評でした。

3 サクラサイト弁護団の取り組み

岡山支部の特質として、岡山支部の執行部メンバーでサクラサイト被害対策弁護団岡山を結成し、サクラサイトの事件についてノウハウを蓄積した上で、個別の案件に取り組んでおります。

4 会員の弁護活動

また、会員が多くの憲法や人権に関する事件の弁護団に参加し活躍しています。そのような弁護団員が全て会員というわけではありませんが、弁護団の中心はやはり会員といえるでしょう。

会員が参加している主な弁護団事件を挙げます。

- ・ 真備水害訴訟弁護団
- ・ 浅田事件弁護団
- ・ 倉敷民商弾圧事件弁護団
- ・ 安保訴訟
- ・ 生活保護引下げ違憲訴訟
- ・ 年金訴訟
- ・ 御津産廃問題対策弁護団

5 課題など

コロナ禍のため、会場に集まっていたの企画ができず、ZOOMやZOOMと会場の併用の企画を開催しても、以前に比べて参加者が少ない気がします。また、会員で食事に行く機会も減りました。

このままでは、修習生に対しても、青法協の魅力を伝えられないと思うので、工夫をして、積極的に企画を打つていこうと思っています。

また、若手中心で青法協の活動をしてきましたが、再始動から一〇年以上経過し、メンバーも若手でなくなり(笑)、みな自分の事件や応分の役割

について多忙になり、それに加えて活動のメンバーの固定化により、負担感が増しています。これについては、活動メンバーを増やし、執行部のメンバーもリフレッシュすることで対応しようと思っています。

改憲問題対策法律家6団体連絡会の取り組み

- ・9月14日 安倍国葬反対に関する記者
会見(日本外国特派員協会)▶動画 
- ・9月27日 安倍元首相「国葬」反対！
9・27国会正門前大行動
- ・10月3日 安倍元総理の国葬実施に抗議する法律家団
体の声明発表、記者
会見  
▶動画・NPJ MOVIE

「安倍元首相の国葬強行に抗議し、国会での徹底検証を
求める法律家団体の声明」の本文は、青法協ホームページ
をご参照下さい。



- ・10月7日 院内集会「自民党と統一協会の改憲論につ
いて」開催(戦争させない・9条壊すな！総
がかり行動実行委員会と共催) 
▶動画・NPJ MOVIE

【問題提起】

「自民党と統一協会の改憲論について」

清水雅彦さん(日本体育大学教授・憲法学)

「憲法審査会では何を議論すべきか

～『統一協会』との関係で～

飯島滋明さん(名古屋学院大学教授・憲法学)

司会 大江京子さん(弁護士・改憲問題対策法律家6
団体連絡会事務局長)

企画のお知らせ

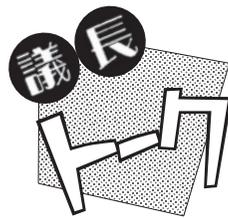
第52回司法制度研究集会

日 時：2022年11月23日(水・祝) 13時開会
場 所：主婦会館プラザエフ8階 会議室スイセン
テーマ：「勝訴・敗訴判決から学ぶ裁判所の
構造的な問題(仮)」

基調報告：大久保史郎(立命館大学名誉教授)

主 催：日本民主法律家協会

共 催：青年法律家協会弁護士学者合同部会



私と青法協の 出会い

六月の沖繩総会で新たに議長に就任しました。このところ議長はこうした雑談を書くということになっていくそう、私も雑談は得意なほうなので、徒然なるままに、書いてみたいと思います。

とはいえ、せっかくの青法協弁学の議長トークですから、みなさんが青法協という組織について見直してみたり、さらに好きになったり、そんなふうになるものになりたいと考えます。

そこで今回は私と青法協の出会いについて。

私が青法協と出会ったのは、一九九一（平成三）年、私が大学二年のときです。法律家に

なりたいたいと考え中央大学に進んだものの、法律学の難しさに辟易し、なんのために法律家になるのかを見失っていた頃でした。たまま知り合いに連れられ、八王子合同法律事務所を訪問する機会があったのです。そこで、尾林芳匡弁護士と邂逅したのです。これは、運命の変転、と言って良い出来事でした。

尾林弁護士は、我が国の社会に起こっている悲惨な現実の数々と、それを現場に行ってみて感じて考えろ、と伝えてくれました。考えてみれば、私は法律家になりたいと思っていただけども、法律が実際に使われる社会の現場に関心を向けたことがありませんでした。

尾林弁護士に連れられて、ファミリーレストランの店長が長時間労働によって脳の病気になる、植物状態で介護されているお宅を訪問しました。この経済的に豊かな日本（当時）はまだバブル期でした、こんな酷いことが……、衝撃以外のなにものでもありませんでした。

世の中の現実を、報道で全て知ることでは

きない。「事件は会議室で起きているんじゃない。現場で起きているんだ！」という精神は、もうこのときに私には宿った気がします。

その後弁護士になって以降も、私はこの精神で活動しています。バスの労働者の事件のときにはバスに一日同乗し、コンビニ店長の事件ではコンビニで一日中その仕事ぶりを観察しました。最近でも、新宿区の高齢者福祉施設が廃止される問題が起きたときは、まずその施設を見学に行きました。

私たち法律家の仕事は、まず、何よりも事実を大切にすることです。私たちの主張を認めてもらうよう裁判所を説得するにしても、私たちは法律論で説得するのではない。事実で説得する。まず何よりも、その事実の発生した現場を大事にする。これこそ青法協スピリットですね。これは、今後も大事にしていきたいあり方だと考えています。

（青法協弁学合同部会議長 笹山尚人）

今後の日程

【常任委員会（全国ミーティング）】

*第3回（冬）

12月2日（金）～3日（土） 三重

*第4回（春）

2023年

3月10日（金）～11日（土） 広島

【第54回定時総会】

2023年

6月24日（土）～25日（日） 熊本

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、
本部事務局までご連絡ください。

【修習生委員会】

11月10日（木）10時半～

【広報委員会】

11月22日（火）18時～

二〇二二年度第三回常任委員会（冬の全国ミーティング・三重）のご案内

青法協弁学合同部会は、後記の要領で第三回常任委員会（冬の全国ミーティング・三重）を行います。お誘い合わせの上、ふるってご参加下さい。

記

□日 時 二〇二二年二月二日（金）二時～三日（土）二時（予定）

□場 所 三重県四日市市内＋Zoom

□地元企画 「私が原発をとめた理由」 講師：樋口英明・元裁判官

□若手実務講座 「青法協的刑事弁護活動とは？」 憲法的価値を大切にす私たち青年法律家

「ができる刑事弁護とは？」 講師：戸館圭之介会員

□オプショナルツアー 四日市公室ツアー

※詳細は別途送付の常任委員会のご案内をご参照頂くか、弁学合同部会本部事務局までお問い合わせ下さい。



編集後記

▼子を持つ親として、子どもの通う学校からの直接の連絡は、ドキッとします。先日、娘の通う小学校から私の携帯に電話が入った。担任の先生からではなく、保健の先生からで、娘が体育の授業でしたハードル走の途中で転倒して手をついたところ、手首が大きく腫れてきており、骨折が強く疑われるので病院まで来て欲しい、というものであった。他の子を巻き込んだりはしていないことを確認して電話を切った。▼病院で左手の平から肘までギプス固定された娘と医師と会った。レントゲン写真を見せられ、見事に橈骨遠位端骨折しており、それが整復術によって整復されていた。処置を受けた小学校近くの病院から、近医に転院をすることになり、その間数日あったので、娘の骨折のレントゲン画像を自宅PCでじっくり見てみながら骨折の勉強をした。娘は、そのような父の姿を訝がって見ていた。画像上、少しズレているようにも見たので、転院時に医師にその点を聞いてみたが、一週間での動きも生じており、微妙なところであるので次週に再検討となりました。▼オンザジョブトレーニングによる学習効果を実感しつつも、我が子のこととなると落ち着かない。（高木宏行）